

特定非営利活動法人ふれあい福祉会 定款

第1章 総 則

(名 称)

第1条 この法人は、「特定非営利活動法人 ふれあい福祉会」と称する。

(事務所)

第2条 この法人は、事務所を札幌市北区に置く。

(目 的)

第3条 この法人は、障害者が地域で当たり前暮らし、社会的自立が出来るように、グループホームなどの生活支援活動を行うとともに、さらには支援者、地域、家族との連携、関係機関の協力を得て障害者福祉の向上を図ることを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 保健、医療、福祉の増進を図る活動
- (2) 人権擁護の推進を図る活動

(事 業)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、次の事業を行う。

(1) 特定非営利活動に関わる事業

- ① 障害者自立支援法に基づく障害福祉サービス事業
- ② 障害者の地域生活支援援助事業（グループホーム）
- ③ 障害者の居宅介護等事業（ホームヘルプサービス）
- ④ 障害者の短期入所事業（ショートステイ）
- ⑤ 障害者、家族、支援者、関係機関に対する相談、訪問、助言、援助事業
- ⑥ その他、この法人の目的達成のため、必要な事業

(2) 収益事業

- ① 物品の斡旋及び販売
- ② 役務の提供

2. 前項第2号に掲げる事業は、同項第1号に掲げる事業に支障がない限り行うものとし、その収益は同項第1号に掲げる事業に充てるものとする。

第2章 会 員

(種 別)

第6条 この法人の会員は、次の2種とし、特定非営利活動促進法上の社員とする。

- (1) 個人会員 この法人の目的に賛同して入会した個人
 - (2) 団体会員 この法人の目的に賛同して入会した団体
- (加 入)

第7条 この法人に、会員として加入しようとする者は、加入申込書に初年度の会費を添えて申し込まなければならない。ただし、理事会が認めたものについては、この限りでない。

- 2. 加入の承認は、理事会が行う。
- 3. 会費の金額等は、総会の決議を経て別に定める。

(会 費)

第8条 会員は、会費を納入しなければならない。

(会員の資格喪失)

第9条 会員が次の各号のひとつに該当するときは、その資格を喪失する。

- (1) 退会届を提出したとき
- (2) 本人が死亡し、もしくは失踪宣告を受け、または会員である団体が消滅したとき
- (3) 継続して2年以上会費を滞納したとき
- (4) 除名されたとき

(退 会)

第10条 会員は、理事長が別に定める脱退届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

(除 名)

第11条 会員が次の各号のひとつに該当するときは、総会の議決により、除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) この定款等に違反したとき
- (2) この法人の名誉を傷つけ、または目的に反する行為をしたとき

(会費等の不返還)

第12条 会員が既に納入した会費その他の拠出金品は、返還しない。

第3章 役 員 等

(役 員)

第13条 この法人に次の役員を置く。

- (1) 理事 5名以上10名以内
 - (2) 監事 1名以上2名以内
- 2. 理事のうち、1名を理事長とする。
 - 3. 理事のうち、専務理事1名、常務理事2名以内を置くことができる。

(役員を選任等)

第14条 役員は、総会において選任する。

2. 理事長、専務理事、常務理事は、理事の互選とする。

3. 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者もしくは三親等以内の親族が1人を超えて含まれ、または当該役員ならびにその配偶者および三親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。

4. 特定非営利活動促進法第20条各号のいずれかに該当する者は、この法人の役員になることができない。

5. 監事は、理事またはこの法人の職員を兼ねてはならない。

(役員職務)

第15条 理事長は、この法人を代表し、その活動を取りまとめる。

2. 専務理事、常務理事は、理事長を補佐し、日常の業務を執行し、理事長が事故にあったとき、又は欠けたときは、その職務を代行する。

3. 理事は、理事会を構成しこの定款の定めおよび理事会の議決に基づいて、この法人の業務を執行する。

4. 監事は、次に掲げる職務を行う。

(1) 理事の業務執行の状況を監査すること

(2) この法人の財産の状況を監査すること

(3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務または財産に関し不正の行為または法令もしくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会または所轄庁に報告すること

(4) 前号の報告をするために必要がある場合には、総会を招集すること

(5) 理事の業務執行の状況またはこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、もしくは理事会の招集を請求すること

(役員任期等)

第16条 役員任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2. 補欠のため、または増員により就任した役員任期は、それぞれの前任者または現任者の任期の残任期間とする。

3. 役員は、辞任または任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(役員欠員補充)

第17条 理事または監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(役員解任)

第18条 役員が次の各号のひとつに該当する場合には、総会の議決により、これを解任することができる。この場合には、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 心身の故障のため職務の執行に堪えられないと認められるとき
 - (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき
- (役員報酬)

- 第19条 役員には、報酬を支給しない。ただし、常勤の役員には、役員総数の3分の1以下の範囲で、総会の議決により報酬を支給することができる。
- 2. 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。
 - 3. 前2項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事会が別に定める。

第4章 総 会

(種 別)

- 第20条 この法人の総会は、通常総会および臨時総会の2種とする。

(構 成)

- 第21条 総会は、会員をもって構成する。

(機 能)

- 第22条 総会は、以下の事項について議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散および合併
- (3) 事業計画および収支予算ならびにその変更
- (4) 事業報告および収支決算
- (5) 役員の選任および解任、職務および報酬
- (6) 会費の額
- (7) 借入金（その事業年度内の収入をもって返還する短期借入金を除く。第49条において同じ）その他の新たな義務の負担および権利の放棄
- (8) その他運営に関する事項

(開 催)

- 第23条 通常総会は、毎年1回開催する。

- 2. 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認め、招集の請求をしたとき
- (2) 会員の3分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき
- (3) 第15条第4項4号の規定により、監事から招集があったとき

(招 集)

- 第24条 総会は、前条第2項第3号の場合を除き、理事長が招集する。

- 2. 理事長は、前条第2項第1号および第2号の規定による請求があったときは、その日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。
- 3. 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的および審議事項を記載した書面

をもって、少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(議長)

第25条 総会の議長は、その総会において、出席した会員の中から選出する。

(定足数)

第26条 総会は、会員総数の2分の1以上の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第27条 総会における議決事項は、第24条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2. 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

第28条 各会員の表決権は、平等なものとする。

2. やむを得ない理由のため総会に出席できない会員は、あらかじめ通知された事項について、書面をもって表決し、または他の会員を代理人として表決を委任することができる。

3. 前項の規定により表決した会員は、前2条および次条第1項の適用については、総会に出席したものとみなす。

4. 総会の議決について、特別の利害関係を有する会員は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第29条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時および場所

(2) 会員総数および出席者数(書面表決者または表決委任者がある場合にあつては、その数を付記すること)

(3) 審議事項

(4) 議事の経過の概要および議決の結果

(5) 議事録署名人の選任に関する事項

2. 議事録には、議長および総会において選任された議事録署名人2名以上が署名、押印しなければならない。

第5章 理事会

(構成)

第30条 理事会は、理事をもって構成する。

(権能)

第31条 理事会は、この定款で定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) その他総会の議決を要しない業務の執行に関する事項

(開催)

第32条 理事会は、次の各号のひとつに該当する場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき
- (2) 理事総数の3分の1以上から理事会の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき
- (3) 第15条第4項第5号の規定により、監事から招集の請求があったとき

(招集)

第33条 理事会は、理事長が招集する。

2. 理事長は、前条第2号および第3号の規定による請求があったときは、その日から14日以内に理事会を招集しなければならない。
3. 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的および審議事項を記載した書面をもって、少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(議長)

第34条 理事会の議長は、理事長がこれにあたる。

(議決)

第35条 理事会における議決事項は、第33条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2. 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

第36条 各理事の表決権は、平等なものとする。

2. やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決することができる。
3. 前項の規定により表決した理事は、前条および次条第1項の適用については、理事会に出席したものとみなす。
4. 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第37条 理事会の議決については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時および場所
- (2) 理事総数、出席者数および出席者氏名（書面表決にあつては、その旨を付記すること）

- (3) 審議事項
 - (4) 議事の経過の概要および議決の結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
2. 議事録には、議長およびその会議において選任された議事録署名人2名以上が署名、押印しなければならない。

第6章 資産および会計

(資産の構成)

第38条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された資産
- (2) 会費
- (3) 寄付金品
- (4) 財産から生じる収入
- (5) 事業に伴う収入
- (6) その他収入

(資産の区分)

第39条 この法人の資産は、これを分けて特定非営利活動に係る事業に関する資産および収益事業に係る資産の2種とする。

(資産の管理)

第40条 この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(会計の原則)

第41条 この法人の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

(会計の区分)

第42条 この法人の会計は、これを分けて特定非営利活動に係る事業に関する会計および収益事業に関する会計の2種とする。

(事業計画および予算)

第43条 この法人の事業計画およびこれに伴う収支予算は、理事長が作成し、総会の議決を得なければならない。

(暫定予算)

第44条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収入支出することができる。

- 2. 前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。

(予備費の設定および使用)

第45条 予算超過または予算外の支出に充てるため、予算中に予備費をもうけること

ができる。

2. 予備費を使用するときは、理事会の議決を経なければならない。

(予算の追加および更正)

第46条 予算作成後にやむを得ない理由が生じたときは、総会の議決を経て、既定予算の追加または更正をすることができる。

(事業報告および決算)

第47条 この法人の事業報告書、収支計算書、貸借対照表および財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、理事長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

2. 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(事業年度)

第48条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(臨時の措置)

第49条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務の負担をし、または権利の放棄をしようとするときは、総会の議決を経なければならない。

第7章 定款の変更、解散および合併

(定款の変更)

第50条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の3分の2以上の多数による議決を経、かつ、法第25条第3項に規定する軽微な事項を除いて、所轄庁の認証を得なければならない。

(解散)

第51条 この法人は、次に掲げる事項により解散する。

(1) 総会の決議

(2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能

(3) 会員の欠亡

(4) 合併

(5) 破産

(6) 所轄庁による設立の認証の取消し

2. 前項第1号の事由により法人が解散するときは、会員総数の3分の2以上の承諾を得なければならない。

3. 第1項第2号の事由により解散するときは、所轄庁の認証を得なければならない。

(残余財産の帰属)

第52条 この法人が解散(合併または破産による解散を除く)したときに残存する財産は、法第11条第3項に掲げる者のうち、解散の総会において選任された者に譲渡するものとする。

(合併)

第53条 この法人が合併しようとするときは、総会において会員総数の3分の2以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第8章 公告の方法

(公告の方法)

第54条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示して行う。

第9章 雑 則

(細 則)

第55条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。

附 則

1. この定款は、この法人の成立の日から施行する。
2. この法人の設立当初の役員は、定款の定めにかかわらず、別紙役員名簿のとおりとし、その任期は2003年5月31日までとする。
3. この法人の設立当初の事業計画及び収支予算は、第43条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによる。
4. この法人の設立当初の事業年度は、第48条の規定にかかわらず、成立の日から2002年3月31日までとする。

附 則

1. この定款は、平成17年7月21日から施行する。

附 則

1. この定款は、平成19年8月15日から施行する。